

上水道告示第6号

長浜水道企業団の競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年上水道告示第19号）の全部を次のように改正する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団の競争入札に参加する者に必要な資格

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、企業団が発注する建設工事、委託・設計・コンサルタントおよび物品調達に係る競争入札参加者に必要な資格を定める。

（競争入札参加者に必要な資格）

第2条 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格は、次のとおりとする。

（1）建設工事

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

ウ 建設業法第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求していること。

（2）委託およびコンサルタント

法令の規定により免許、許可、登録等を受けることが必要とされている場合は、当該免許、許可、登録等を受けていること。

（3）物品調達

法令の規定により免許、許可、登録等を受けることが必要とされている場合は、当該免許、許可、登録等を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、企業団が執行するすべての競争入札に参加することができない。

（1）長浜水道企業団水道条例に定める水道料金、加入金、手数料その他について納付期限が経過したものがあること。ただし、申請地の住所が長浜水道企業団の給水区域外である者または水道利用者でない者については、納期限を経過した市税等があること。

(2) 長浜水道企業団水道条例に違反する事項が認められた者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者

(3) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者

(4) 次のアからオのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員等に対して財産上の利益の供与または不当に有利な取扱いをする等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団または暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（申請業種の制限）

第3条 建設工事にかかる資格審査の申請は、1業種とする。

（資格審査の実施）

第4条 資格審査は、隔年ごとに定期的に1回実施する。

（資格審査の申請）

第5条 資格審査申請を行う者は、物品調達入札参加資格審査申請書等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格審査実施の特例）

第6条 次の定期の審査までの中間において新たに競争入札に参加しようとする者および

業種等を変更しようとする者については、定期の年の中間の年に臨時に1回の審査を実施するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿に登録された日後最初の5月1日から2年間とする。ただし、中間の年に審査を受けた者については、1年間とする。

(合併等による資格審査の申請)

第8条 資格を有する者(以下「有資格者」という。)から合併等により当該営業を承継した者(当該業種に関して建設業法第3条第1項の許可を有する者に限る。)または相続等により当該営業を承継した者(当該業種に関して建設業法第3条第1項の許可を有する者に限る。)は、そのつど、第5条に定める入札参加資格審査申請書等を提出することができるものとする。

(資格の継承)

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者(営業の同一性を有する者に限る。)は、第2条に定める要件について審査を受け、資格の承継をすることができる。

- (1) 個人である有資格者が死亡したとき 当該有資格者の相続人
- (2) 個人である有資格者が老齢、疾病等により営業を継続できなくなったとき 当該有資格者と生計を一にする配偶者または二親等以内の者
- (3) 個人が法人を設立したとき 当該法人(当該法人の常勤の取締役の1人が当該個人であるときに限る。)
- (4) 法人が合併または分割したとき 合併後存続する法人もしくは合併により成立した法人または分割により事業を承継した法人
- (5) 法人が事業の譲渡を受けたとき 譲渡を受けた法人
- (6) その他企業長が適当と認めたとき 企業長が適当と認めた者

2 前項の承認を受けようとする者は、その旨を記載した文書に企業長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 企業長は、資格の承継の適否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(廃業等の届出)

第10条 有資格者が、次の一に該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、

すみやかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (4) 法人が合併または破産以外の事由により解散したとき その清算人
 - (5) 廃業したとき 本人または役員
- (変更の届出)

第 11 条 有資格者は次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号または名称
 - (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号およびメールアドレス
 - (3) 代表者
 - (4) 許可を受けた建設業の区分
 - (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
 - (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレスおよび代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
 - (7) 使用印鑑
- (資格の認定の取消し等)

第 12 条 企業長は、有資格者が次の一に該当する者となったときまたは不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者または建設業法第 12 条各号の一に掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 または 167 条の 11 第 1 項に該当することとなった者
 - (2) 建設業法第 3 条第 3 項の規定によりその許可について効力を失うこととなった者
 - (3) 建設業法第 29 条の規定により、建設業の許可を取り消された者
 - (4) 営業に関し法律上必要とする登録等を有さなくなった者
- (共同企業体等の資格の審査)

第 13 条 共同企業体等の資格の審査は、企業長が必要と認めた場合に実施するものとし、実施に関し必要な事項は別に定める。